

うちなー健康経営宣言

第 538 号

 令和
 4
 年
 7
 月
 25
 日
 登録

 令和
 年
 月
 日
 更新

代表者メッセージ

有限会社徳里ハウジングは、社員が心身ともに健康で明るく安心して仕事に取り組む為に健康管理として健診の受診、健診後の保健指導、2次健診の実施について積極的に取り組み健康経営の実践を通じて、社員が活き活きと働く事こそ、社会貢献につながると認識し、健康増進と維持に取組んでまいります。

取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 感染症予防に取り組む。
- 5. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。